

少年の悩みや心配事は

わかさ相談電話

☎(862)3225

受付時間：平日の午前9時
～午後4時

来所相談もできます▶市
少年指導センター(大町の
サンパル秋田内。4月1
日(木)から文化会館4階に
移転します)



INFOR- MATION

●市役所からのお知らせ

1 市・県民税の申告を 受け付けています

平成22年度に納めていただく市・県民税の申告を3月15日(月)まで市内各地の会場で受け付け中です。受付場所など詳しくは、広報あきた2月5日号をご覧ください。なお、お住まいの地区の指定日に申告できなかった場合は、次の会場で申告してください。

市役所分館4階大会議室▼3月15日(月)までの平日、午前9時～午後4時30分
河辺地域活動センター(河辺市民センター3階)▼3月9日(火)から15日(月)までの平日、午前9時～午後4時30分
雄和地域活動センター(雄和市民センター2階)▼3月3日(水)までの平日、午前9時～午後4時

※受付期間終了間際になると会場が込み合います。申告はお早めどうぞ。
●問い合わせ

市民税課 ☎(866)2055
河辺市民センター ☎(882)5171
雄和市民センター ☎(886)5540

2 消費生活相談員を 募集します

市役所山王別館2階にある秋田市消費者センターで、消費生活相談などを行う消費生活相談員(非常勤職員)を1

人募集します。勤務は4月2日(金)から1年間(更新あり)。
勤務時間 平日の午前8時30分～午後5時15分

応募資格 「消費生活専門相談員」「消費生活アドバイザー」「消費生活コンサルタント」のいずれかの資格があり、ワードとエクセルの基本操作ができるかた
応募方法 応募に必要な書類などを説明しますので、秋田市消費者センターへご連絡ください。

●問い合わせ 秋田市消費者センター
☎(866)2016

3 都市計画審議会の 住民委員を募集

土地や建物のルール、道路・公園・下水道・区画整理・再開発の計画などを定めた都市計画の案を調査・審議する都市計画審議会(委員は全20人)の住民委員4人を募集します。任期は2年で、審議会は平日の日中に約2時間、年3回程度開催します。報酬あり。

応募資格 秋田市にお住まいで、4月20日現在で20歳以上のかた(秋田市の他の審議会などの委員、国・地方公共団体の議員と常勤の職員を除く)

定員 男女各2人(書類選考のうえ、該当者多数の場合は抽選)

応募方法 都市計画課(市役所4階)、市民相談室(同1階)、土崎支所、西部市民サービスセンター、アルヴェ駅前

サービスセンター、河辺・雄和市民センター、各地域センターにある応募用紙に「これからの都市計画(まちづくり)を考える視点について」をテーマにした800字程度の作文を添えて、2月26日(金)から3月12日(金)まで、郵送、ファクス、Eメール、持参のいずれかで都市計画課へ提出してください。応募用紙は市ホームページからも入手できます。

<http://www.city.akita.jp/city/ur/m/plan>
〒010-8560 秋田市役所都市計画課 ☎(866)2152
ファクス(865)6957
Eメール ro-urim@city.akita.jp

4 自立支援医療受給者 証を更新するとき

自立支援医療(精神疾患による通院)の受給者証の更新時に必要な診断書の提出が2年に1回になります。ただし、受給者証の有効期間はこれまでどおり1年間です。更新の手続きは毎年必要です。また、精神保健福祉手帳の有効期間が残り1年未満の場合、自立支援医療受給者証の有効期限を短縮して精神保健福祉手帳の有効期限と合わせることもできます。

対象 有効期限が平成22年3月31日以降の受給者証の更新から(病状の変化や治療方針の変更がない場合)

●問い合わせ 市保健所健康管理課精神保健担当 ☎(883)1180



運輸局へ名義変更、抹消登録手続きはお早めに…自動車税課税基準日(4月1日)前は窓口が混雑します。手続きはお早めどうぞ。東北運輸局秋田運輸支局 ☎050-5540-2012

障害があるかたのために

障害福祉課企画管理担当 ☎(866)2093

障害があるお子さんを扶養しているかた ▶ 特別児童扶養手当

心身に中程度以上の障害がある20歳未満のお子さんを養育しているかたが対象です。支給額は1級(重度障害児)が月額50,750円、2級(中度障害児)が月額33,800円です。

重度の障害があるお子さん ▶ 障害児福祉手当

20歳未満で身体障害者手帳のおおむね1級か、療育手帳のおおむねA程度の障害があり、日常生活で常時介護を必要とするお子さんが対象です。支給額は月額14,380円です。

重度の障害があるかた ▶ 特別障害者手当

20歳以上で身体障害者手帳のおおむね1～2級程度の障害が2つ以上あり、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅のかたが対象です。支給額は月額26,440円です。

*各手当は、認定基準に照らし合わせて支給を決定します。また、いずれも所得制限があります

*身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでなくても、同程度の障害があるかたは対象になります(障害があるかたが施設に入所している場合を除く)

■特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当を受給中のかたへ

受給しているかたの住所が変わる場合は、手続きが必要です。必ず届け出てください。

■特別障害者手当を受給中のかたへ

老人ホームなどの施設へ入所した場合や、病院や老人保健施設などへ継続して3か月以上入院した場合は、受給資格がなくなります。そのまま受給していると、さかのぼって手当を返還していただくことになりますので、必ず届け出てください。

通院用タクシー利用券を更新

重度の障害があるかたにご利用いただいている「通院用タクシー利用券」を更新します。申請書を2月下旬にお送りします。必要事項を書いて、3月11日(木)まで、障害福祉課(市役所福祉棟1階)、西部市民サービスセンター、河辺・雄和市民センターへ提出してください。申請書は郵送することもできます。

対象 「内部機能障害1級」「肢体不自由の下肢または体幹機能障害1～3級」「視覚障害1～3級」のいずれかの身体障害者手帳をお持ちで在宅のかた

※入院・施設入所中のかたは対象外です。ご自宅に戻ってから改めて申請してください

問い合わせ 障害福祉課企画管理担当 ☎(866)2093



副市長に石井周悦氏が就任しました

2月1日に開かれた市議会の同意を得て、石井周悦氏が秋田市副市長に就任しました。発令は2月1日、任期は4年です。石井副市長は、大山副市長とともに穂積市長を支えています。

石井副市長のプロフィール…昭和30年3月24日秋田市生まれの54歳。早稲田大学法学部卒業後、昭和54年に秋田県庁入り。知事公室秘書課長、秋田高校副校長、教育庁教育次長などを歴任。

駅の歩道橋に広告を出しませんか

秋田駅東西歩道橋(Weロード)と土崎駅東西歩道橋(港ウイロード)内にある電照式広告板の利用者を募集します。会社案内や商品の宣伝などにどうぞ。なお、広告板用フィルムの制作費や張り付け費用は利用者の負担です。



Weロード

サイズ(縦×横)と月額使用料

Weロード▶120ㇰ×160ㇰ、12,600円

港ウイロード▶102.8ㇰ×146ㇰ、4,200円

申し込み 建設総務課 ☎(866)2132

市役所へ電話するときには、担当者と直接話すことができる、各課所室の直通電話が便利です。各課所室の直通電話番号、ファクス番号、Eメールアドレスは、市ホームページの「組織案内」で確認できます。

担当課がわからないときは「秋田市窓口案内」☎(866)2222へお問い合わせください。
<http://www.city.akita.akita.jp/sosiki.htm>

問い合わせ 市民相談室
☎(866)20369

5 市役所へ電話するとき 直通電話が便利です

厚生労働省では、他の模範となつて「女性労働者の能力発揮の促進」や「仕事と育児・介護の両立支援」に取り組んでいる企業を表彰しています。平成22年度の表彰候補企業を募集しますので、ぜひご応募ください。応募は3月31日(水)まで。詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。秋田労働局雇用均等室へお問い合わせください。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/>

問い合わせ 秋田労働局雇用均等室
☎(866)6684

6 「均等・両立推進企業 表彰」の候補企業を 募集します